小中学校等防犯対策施設整備工事設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和6年3月

那須塩原市

目次

| Ι. | - | 一般事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 | |
|------|----|---------------------------------|---|
| 1 | | 目的 | |
| 2 | | 小中学校等防犯対策施設整備工事設計業務委託の概要等 | |
| 3 | | 業務内容 | |
| 4 | | 選定の方式 | |
| 5 | | その他 | |
| п. | | 実施スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・2 | , |
| ш. | J | 応募資格について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 | |
| IV. | | プロポーザルの手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・3 | |
| | | 現地視察 | |
| | | 質疑応答 | |
| | | 参加表明 | |
| | | 技術提案書の提出 | |
| 5 | | 選定結果通知 | |
| v. | 1 | 提案書の内容について・・・・・・・・・・・・・・・ 5 | |
| 1 | | 提案項目 | |
| 2 | 2. | 各学校施設の概要 | |
| VI. | , | 審査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 | , |
| 1 | | 審查委員会 | |
| 2 | | 審査項目及び配点 | |
| VII. | Ī | 設計業務委託について・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 | |
| ₩. | | その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 |) |
| 1 | | 失格要件 | |
| 2 | | 手続き等において使用する言語、通貨等 | |
| 3 | | 著作権及び提出物の扱い | |
| 4 | | 辞退 | |
| 5 | | 配布資料 | |

小中学校等防犯対策施設整備工事設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

I 一般事項について

1. 目的

学校は教育の場であるとともに、児童生徒が長時間過ごす生活の場でもあるため、子供たちにとって安全で安心な環境を確保する必要があります。近年、学校への不審者侵入事件が問題となる中、本市では、学校の防犯対策の在り方を検討し、ハード面に係る整備を実施することとなりました。

本業務委託は、防犯対策施設整備工事の実施設計を行うに当たり、優れた企画力、技術力及 び専門的な知識を有する者を選ぶため、公募型プロポーザル方式により設計業務事業者を選定 するものです。

2. 小中学校等防犯対策施設整備工事設計業務委託の概要等

- (1) 対象施設
 - ・市内全小・中・義務教育学校 小学校 17校、中学校 8校、義務教育学校 2校
- (2) 整備内容
 - ・各校 防犯カメラ及び付属設備の設置 3か所 門扉改修 2か所 アスベスト調査
- (3) 整備の条件
 - ・概算工事費:242,418,000円

(内訳:防犯カメラ設置110,781,000円、門扉改修131,637,000円)

- 整備期間:約4.5月(令和6年10月~令和7年3月)
- (4) 設計者選定後のスケジュール (予定)
 - ・履行期間:契約日の翌日 から 令和6年8月20日 まで
- (5) 提案上限額
 - ・39,204,000円 (消費税及び地方消費税含む。)

3. 業務内容

- (1) 業務名:小中学校等防犯対策施設整備工事設計業務委託
- (2) 業務内容:小中学校等防犯対策施設整備工事に係る設計業務委託
- (3) 履行期限: 令和6年8月20日

4. 選定の方式

本委託の受託候補者の特定にあたっては、公募により設計対象に関する提案を受け、 設計者を選定する公募型プロポーザル方式により行います。

提案に対する審査は、書類審査により実施し、最も優れた提案を行った者を受託候補者とし、次いで優れた提案を行った者を次点者として、それぞれ1者特定します。

5. その他

事務局 那須塩原市教育委員会事務局教育部教育総務課 (担当:池田)

住所 栃木県那須塩原市あたご町 2-3

電話 0287-37-5275 FAX 0287-37-5479

Eメール kyouikusoumu@city.nasushiobara.tochigi.jp

対応時間 9:00~17:00

Ⅱ 実施スケジュールについて

| 内容 | 期限 | 備考 |
|--------------|-----------|--------------|
| 公募 | 令和6年3月5日 | 市ホームページで公開 |
| 質疑の提出期限 | 令和6年3月15日 | |
| 質疑回答 | 令和6年3月19日 | |
| 参加表明書の提出期限 | 令和6年3月25日 | 必要により1次審査を実施 |
| 技術提案書の提出依頼通知 | 令和6年4月1日 | 電子メールで通知 |
| 技術提案書の提出期限 | 令和6年4月15日 | 提出方法:持参又は郵送 |
| 2 次審査 | 令和6年4月19日 | 書類審査 |
| 選定結果通知 | 令和6年4月26日 | 電子メールで通知 |

Ⅲ 応募資格について

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業(以下、「提案事務所」)とします。

(1) 前提となる要件

提案事務所は以下の①~⑥全てを満たさなければなりません。

- ①那須塩原市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。
- ④暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に 規定する暴力団、指定暴力団等及びその構成員でないこと。
- ⑤国税又は地方税の滞納をしていないこと。
- ⑥那須塩原市の入札参加資格を有すること。ただし、参加表明書の提出期限までに那須塩原市入札参加資格の取得が間に合わない場合は、令和6年3月19日までに那須塩原市契約検査課に申請を行い、令和6年4月1日までに入札参加資格を取得すること。

(2) 基本的要件

提案事務所は以下の①~⑦すべてを満たさなければなりません。

- ① 提案事務所は建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定による一級建築士事務所登録をしていること。
- ② 提案事務所の管理建築士は本業務が完了するまで本業務を責任もって統括する立場(以

下、「総括責任者」)として従事すること。なお、総括責任者は主任技術者を兼務することはできません。

- ③ 提案事務所から本業務に従事する専任の主任技術者を2名以上配置できること。
- ④ 総括責任者は、建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。
- ⑤ 主任技術者は、建築士法第 2 条に規定する一級建築士又は二級建築士の資格を有する こと。
- ⑥ 平成31年4月以降に住宅(※1)以外の建築物に付随する防犯カメラ設置工事(※2)において業務の建築設計責任者として実績(※3)を有すること。
- ⑦ 平成31年4月以降に住宅(※1)以外の建築物に付随する門扉改修工事(※2)において業務の建築設計責任者として実績(※3)を有すること。
 - (※1) 住宅とは建築基準法における、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅とします。
 - (※2) 新築工事及び改修工事の一部として実施した工事も含む。
 - (※3) 提案事務所での実績で「総括責任者」、「主任技術者」又はこれと同等と認められる立場とする。

Ⅳ プロポーザルの手続きについて

実施要領・仕様書等について、印刷物での配布は行わないので、市ホームページ (https://www.city.nasushiobara.lg.jp) からダウンロードしてください。 なお、技術提案に当たり、市ホームページにて小中学校等防犯対策施設整備工事設計図書の閲覧が可能となります。(配置図、平面図等)

1. 現地視察

主催者による事業予定地の視察会等は予定していません。

提案に当たって現地視察を実施する場合、学校敷地内に立入らず周辺居住者等へ迷惑 のないよう御配慮してください。

2. 質疑応答

- ①質疑応答期間:令和6年3月5日(火)から令和6年3月15日(金)12:00まで
- ②提出書類:質疑書(様式第7号)
- ③提出方法:持参又は郵送(必着)、電子メールにより事務局へ提出してください。郵送の場合、封筒に「小中学校等防犯対策施設整備工事設計業務公募型プロポーザル質疑書在中」と明記してください。到着等の確認をされたい場合には事務局へ問い合わせてください。なお、電話での質疑は受付けません。
- ④回答: 令和6年3月19日(火)までに、市ホームページで回答します。

3. 参加表明

- ①参加表明書提出期限:令和6年3月25日(月)17:00まで
- ②提出書類
- ・参加表明書(様式第1号)
- ·参加資格要件確認書(様式第2号)

- ·提案事務所企業要件(様式第3号)
- ・総括責任者の経歴等調書(様式第4号)
- ・主任技術者の経歴等調書(様式第5号)
- ・建築士事務所登録通知書の写し
- ・ 一級建築士免許証明書又は一級建築士免許証
- ・二級建築士免許証明書又は二級建築士免許証
- ・実績を証明する書類等
- ③提出部数:1部
- ④提出方法: 持参又は郵送(必着)により事務局へ提出してください。郵送の場合、封 筒に「小中学校等防犯対策施設整備工事設計業務公募型プロポーザル参加表明書在中」 と明記してください。到着等の確認をされたい場合には事務局へ問い合わせてくださ い。
- ⑤参加表明を提出した全提案事務所に対し、提案資格確認結果通知書を交付します。 提案資格があると認めたものに対し技術提案書の提出依頼通知書を交付します。 ※参加表明する提案事務所が3社を超えた場合は、1次審査を実施し上位3社のみ2 次審査を行い、受託候補者を選定します。

通知日:令和6年4月1日(月)

通知方法:電子メール

4. 技術提案書の提出

- ①提出書類
- 技術提案書表紙(様式第8号)
- ・技術提案書:用紙はA3とし様式自由、下記のa~eの項目ごとに2枚以内とします。 技術提案書には下記の項目について提案してください。
 - a. 防犯カメラシステムの提案
 - b. 門扉の改修仕様及び工事中の児童生徒、学校運営の負担を軽減する工法の提案
 - c. 設計業務の実施体制の提案
 - d. コスト縮減の考え方についての提案
 - e. 業務委託価格の記載
- ・防犯カメラシステムは別紙「プロポーザル提案用図面1階、2階平面図」の図面の建物をベースに提案してください。
- 各門扉の改修仕様は、別紙「既設門扉の状況写真」を参考に提案してください。
- ②提出期限及び方法

提出部数:10部

提出受付期限:令和6年4月15日(月)17:00まで

提出方法: 持参又は郵送(必着)により事務局へ提出してください。郵送の場合、「小中学校等防犯対策施設整備工事設計業務公募型プロポーザル提出図書在中」と明記してください。また、配達の記録が残る方法で郵送してください。

③提案書作成上の留意事項

- ・技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差を つけて評価は行いません。
- ・説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分は評価対象となりません。
- ・視覚的表現の取扱いについては、国土交通省が公表している「建築設計業務委託 の進め方一適切に設計者選定を行うためのマニュアルー」(平成30年5月全国営繕 主管課長会議)の49~53ページを参照すること。

5. 選定結果通知

技術提案書を提出した全者に対し、選定結果を記載した選定結果通知書を交付します。

交付日:令和6年4月26日(金)

交付方法:電子メール

V 提案書の内容について

1. 提案項目

本プロポーザルにおいて、提案書に求める内容は以下のとおりです。

① 防犯カメラシステムの提案

学校では、多数の児童生徒、関係者の出入りがあり、不審者が侵入した場合でも気付きにくく、教職員が常にモニターを監視することは困難な状況にあります。そのような中、犯罪・事件を未然に防ぎ子供たちの安全性を確保するため、以下の点を踏まえ提案してください。

- ・不審者の侵入を感知しやすく、映像解析に優れ、データ分析可能なカメラの提案
- ・不審者の侵入があった場合、管理者が早急に情報を得られるシステム等の提案
- ・上記内容を踏まえた防犯カメラの運用方法の提案

② 門扉の改修仕様及び工事中の児童生徒、学校運営の負担を軽減する工法の提案

門扉改修においては、現状の不具合を解消し、開閉が容易でありかつ耐久性のある仕様にする必要があります。また、学校の正門も工事対象となり、児童生徒、関係車両、来校者の動線において工事を行うこととなることから、可能な限り児童生徒や教職員の負担を軽減しつつ、工程を遵守し改修工事を進めることが重要であるため、以下について提案してください。

・現在設置してある門扉形状ごとの改修仕様の提案

利用のしやすさ、耐久性、工事費を考慮すること。

施錠可能な門扉とすること。

既設門扉の形状変更も可とする。

(現在の門扉形状:両開きタイプ、引戸タイプ、アコーディオンタイプ)

・各門扉に対して工期短縮が可能な改修方法の提案

・工事中の児童生徒等の動線、安全性の配慮についての提案

③ 設計業務の実施体制の提案

本業務においては、文部科学省の交付金を活用し、学校への防犯対策強化を早急に進める ため、限られた履行期間内に適切かつ迅速な業務を実施する必要があります。その点を踏 まえ以下について提案してください。

- ・設計業務に当たるチームの実施体制と各担当の役割について
- ・履行期間内に業務完了するための設計実施スケジュール
- ・過去に実施した防犯対策事業の実績の概要及び配慮した点

④ コスト縮減の考え方についての提案

建設時、維持管理、更新時における費用の抑制について、以下の提案してください。

- ・設計段階での工事コスト管理手法の提案
- ・防犯カメラ機器のランニングコストの抑制及び機器の更新計画の提案

2. 各学校施設の概要

①工事の対象となる市内各学校施設一覧

| No. | 学校名 | 所在地 | 改修予定の門扉形状 |
|-----|--------|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 黒磯小学校 | 豊町 2-1 | 両開き×1、アコーディオン×1 |
| 2 | 稲村小学校 | 埼玉8 | 引戸×1、新設×1 (現状門扉無し) |
| 3 | 東原小学校 | 東原 4 | 引戸×2 |
| 4 | 埼玉小学校 | 埼玉 99 | 両開き \times 1、アコーディオン \times 1 |
| 5 | 豊浦小学校 | 豊浦 17 | 両開き×2 |
| 6 | 共英小学校 | 共墾社 99-11 | 引戸×1、新設×1(現状門扉無し) |
| 7 | 鍋掛小学校 | 鍋掛 1019 | アコーディオン×1、新設×1(現状門扉無し) |
| 8 | 大原間小学校 | 方京 3-14-6 | 両開き×1、アコーディオン×1 |
| 9 | 波立小学校 | 波立 228 | 新設×2 (現状門扉無し) |
| 10 | 高林小学校 | 高林 483 | アコーディオン×1、新設×1(現状門扉無し) |
| 11 | 青木小学校 | 青木 12 | 両開き×2 |
| 12 | 三島小学校 | 三島 1-21 | アコーディオン× 2 |
| 13 | 槻沢小学校 | 槻沢 1 | 両開き×1、新設×1(現状門扉無し) |
| 14 | 東小学校 | 太夫塚 1-193 | 両開き×1、引戸×1 |
| 15 | 南小学校 | 二区町 399 | 引戸×2 |
| 16 | 西小学校 | 四区町 662 | 引戸×1、新設×1(現状門扉無し) |

| 17 | 大山小学校 | 下永田 8-7 | アコーディオン×2 |
|----|---------|-----------|-------------------------|
| 18 | 黒磯中学校 | 豊町 5-3 | 両開き×1、引戸×1 |
| 19 | 黒磯北中学校 | 埼玉6 | 引戸×1、新設×1(現状門扉無し) |
| 20 | 厚崎中学校 | 上厚崎 385 | 引戸×1、新設×1(現状門扉無し) |
| 21 | 日新中学校 | 鍋掛 1087 | 両開き×1、引戸×1 |
| 22 | 東那須野中学校 | 島方 689 | 新設×2 (現状門扉無し) |
| 23 | 高林中学校 | 箭坪 353 | 両開き×1、引戸×1 |
| 24 | 三島中学校 | 東三島 1-104 | 引戸×1、新設×1(現状門扉無し) |
| 25 | 西那須野中学校 | 下永田 4-3 | 両開き×1、引戸×1 |
| 26 | 箒根学園 | 関谷 2018-1 | 両開き×1、新設×1 (現状門扉無し) |
| 27 | 塩原小中学校 | 中塩原 364 | アコーディオン×1、新設×1 (現状門扉無し) |

2. 整備内容

- ① 防犯カメラ改修
 - ・対象となる各学校へ屋外ドーム型防犯カメラ3台を設置し、校舎を出入りする人物の 映像を取得する機器であること。防犯カメラ設置箇所は児童生徒昇降口に2台、職員 玄関に1台を予定している。
 - ・通信回線はケーブル等の有線により接続可能な方式にすること。
 - ・通信回線を通じ各学校の職員室のPCから防犯カメラの映像を取得できること。
 - ・PCは収集される映像情報のモニタリング、防犯カメラの制御及び映像が記録された 媒体等に蓄積された映像情報を再生、検索する装置で、外部記録媒体に記録できる機 能を有すること。

② 門扉改修

対象となる各学校の既設門扉を撤去のうえ新設を予定している。(原則各校2か所) 現在の門扉の不具合

引戸タイプ

鉄扉のため門自体が重く、さらにレール等の劣化が進んでいるため、一人で開閉する ことが困難。

両開きタイプ

鉄扉のため重量により扉が下がり、咬み合わせが悪く閉めづらい。

・アコーディオンタイプ

各部材の劣化により、動きが悪く開閉がスムーズにいかない。風にあおられて故障する ケースもある。

・門扉無し

現状門扉の設置が無く、学校敷地に自由に出入りができてしまうため、門扉を新設する。

VI 審査について

1. 選定委員会

受託候補者等の特定に関することは、下記の選定委員会で決定します。

教育部教育総務課長 (委員長)

教育部学校教育課長

教育部学校教育課副参事

建設部都市計画課長

1次審査、2次審査とも非公開とします。

2. 審査項目及び配点

審査事項に係る評価は、以下のとおりとなります。

1次審査(書類審査)

| 評価項目 | 配点 |
|------------------------------|-----|
| (1) 提案事務所の企業要件 | |
| ・平成31年4月以降に提案事務所が受注した業務実績 | 40点 |
| | |
| (2) 配置予定技術者の保有資格及び専任配置の人員数 | |
| 主任技術者の保有資格 | 40点 |
| ・専任で配置できる主任技術者の人員数 | |

2次審査(書類審査)

| | 評価項目 | 配点 |
|----|---|-----|
| | (1) 防犯カメラシステムの提案 | |
| | ・不審者の侵入を感知しやすく、映像解析に優れ、データ分析可能なカメラ の提案 | 40点 |
| 技 | ・不審者の侵入があった場合、管理者が早急に情報を得られるシステム等の | |
| 術 | 提案 | |
| 提案 | ・上記内容を踏まえた防犯カメラの運用方法の提案 | |
| | (2) 門扉の改修仕様及び工事中の児童生徒、学校運営の負担を軽減する | |
| | 工法の提案 | |
| | ・現在設置してある門扉形状ごとの改修仕様の提案 | 40点 |
| | ・各門扉に対して工期短縮が可能な改修方法の提案 | |
| | ・工事中の児童生徒等の動線、安全性の配慮についての提案 | |

| | (3) 設計業務の実施体制の提案 | | |
|------|----------------------------------|-----|--|
| | ・設計業務に当たるチームの実施体制と各担当の役割について | 20点 | |
| | ・履行期間内に業務完了するための設計実施スケジュール | | |
| | ・過去に実施した防犯対策事業実績の工事概要及び配慮した点 | | |
| | | | |
| | (4) コスト縮減の考え方についての提案 | | |
| | | | |
| | ・設計段階での工事コスト管理手法の提案 | 20点 | |
| | ・防犯カメラ機器のランニングコストの軽減及び機器の更新計画の提案 | | |
| | | | |
| 価格 | 評価 | | |
| 最低 | 最低見積額÷見積価格 | | |
| (//> | (小数点は第2以下切捨て) | | |

・1 次審査にて評価点が同点となった場合は、1 次審査項目(1)の同種業務、類似業務の実績の点数が高いものを上位とします。(1)も同点の場合は、(2)の点数が高いものを上位とし、(2)も同点の場合は、各選定委員の協議により順位を決定します。

なお、1 次審査の評価は持ち越さず、受託候補者は2 次審査の評価により選定するものとします。

- ・2 次審査にて評価点が同点となった場合は、2 次審査項目(1)と(2)の点数の合計が高い ものを上位とします。(1)と(2)の点数の合計も同点の場合は、(3)の点数が高いものを 上位とし、(3)も同点の場合は、各選定委員の協議により順位を決定します。
- ・技術提案の4項目のいずれかの評価点が0点の場合、また、4項目の評価点合計が72点に 満たない場合は受託候補者として選定しません。
- ・2 次審査の対象が1事業者であった場合でも、評価点の合計が72 点以上であれば、当該事業者を受託候補者として選定します。

VII 設計業務委託について

契約の締結交渉

- (1) 受託候補者に対して、優先契約交渉権が与えられ、那須塩原市は実施設計業務委託の契約交渉を行うものとします。
- (2) 契約方法は随意契約とします。
- (3) 委託料は本市の算出した金額以内とし、約39,204,000円程度を想定しています。
- (4) 技術提案書に記載した内容は本業務における実施義務を提案者が提案したものとします。
- (5) 委託料は、契約書に基づき前払い請求があった場合(契約金額の10分の3以内)及び 本業務完了後に精算払いすることを予定しています。
- (6) 受託候補者に選定された者が、本プロポーザル終了後に「W■ 1. 失格要件」に該当する と認められた場合又は、那須塩原市と受託候補者による実施設計業務委託の契約締結交

渉が不調となった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権が与えられます。

(7) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中 止をする場合があります。この場合、参加者に対して、那須塩原市は一切の責任を負わ ないものとします。

VII その他

1. 失格要件

本プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当すると選定委員会が認めた場合は、失格となります。

- (1) 提出図書が、提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合
- (2) 提出図書が、各作成要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- (3) 提出図書に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 提出図書に、虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 他社の提案図書を盗用した疑いがある場合
- (7) その他、実施要領に違反すると認められた場合
- (8) 価格提案書の金額が委託上限額を超えた場合

2. 手続等において使用する言語、通貨等

手続等において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定めるものとします。

3. 著作権及び提出物の扱い

- (1) 提出図書は返却いたしません。必要な場合は、控えを取っておいてください。
- (2) 提出物の著作権は提案者に帰属します。
- (3) 那須塩原市は本選定に関する公表や出版、展示その他市が必要と認めるときに、本プロポーザルにおいて提出された提出図書について、無償で一部又は全部を使用できるものとします。
- (4) 提出図書については那須塩原市情報公開条例の開示請求の対象となります。

4. 辞退

参加表明提出以降に、辞退する場合は、参加辞退届(様式第6号)を事務局に提出してください。

5. 配布資料

資料1:参加表明書

資料 2:参加資格要件確認書 資料 3:提案事務所企業要件

資料4:総括責任者の経歴等調書

資料 5: 主任技術者の経歴等調書

資料 6:参加辞退届 資料 7:質疑書

資料8:技術提案書